

佐倉市条例第 23 号

佐倉市運賃協議会条例

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項に規定する協議会として、佐倉市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 副市長

(2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）

(3) 市民

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前条に規定する協議事項に関する知識又は経験を有する者

3 前項第 2 号の委員（以下「2 号委員」という。）については、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに 1 人の委員を委嘱する。

この場合において、2 号委員が複数に至るときは、第 1 項に規定する委員の定数は、2 号委員の数から 1 を減じた数の分増加するものとする。

4 2 号委員は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者が定めようとする運賃等

に関する事項については、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席することができない。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、2号委員の任期は、委嘱の日からその定めようとする運賃等の協議が終了する日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する者とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員（第3条第4項の規定により会議に出席することができない2号委員を除く。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、議事のため必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(協議結果)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に協議会の委員（2号委員を除く。）となる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、2年以内において市長が別に定める期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 地域公共交通会議の項の次に次のように加える。

運賃協議会	委員	日額 7,600円	
-------	----	-----------	--